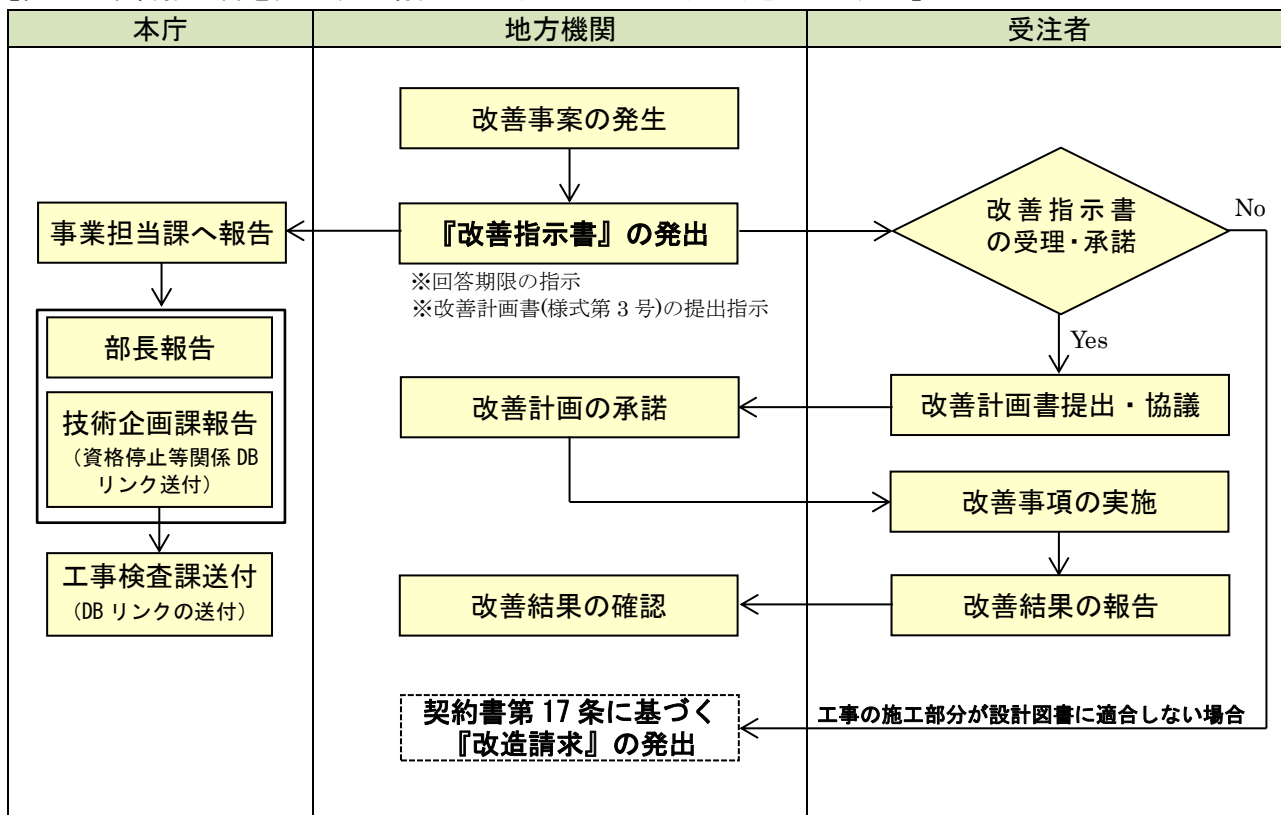


## 改善指示書の発出に係る事務処理フロー

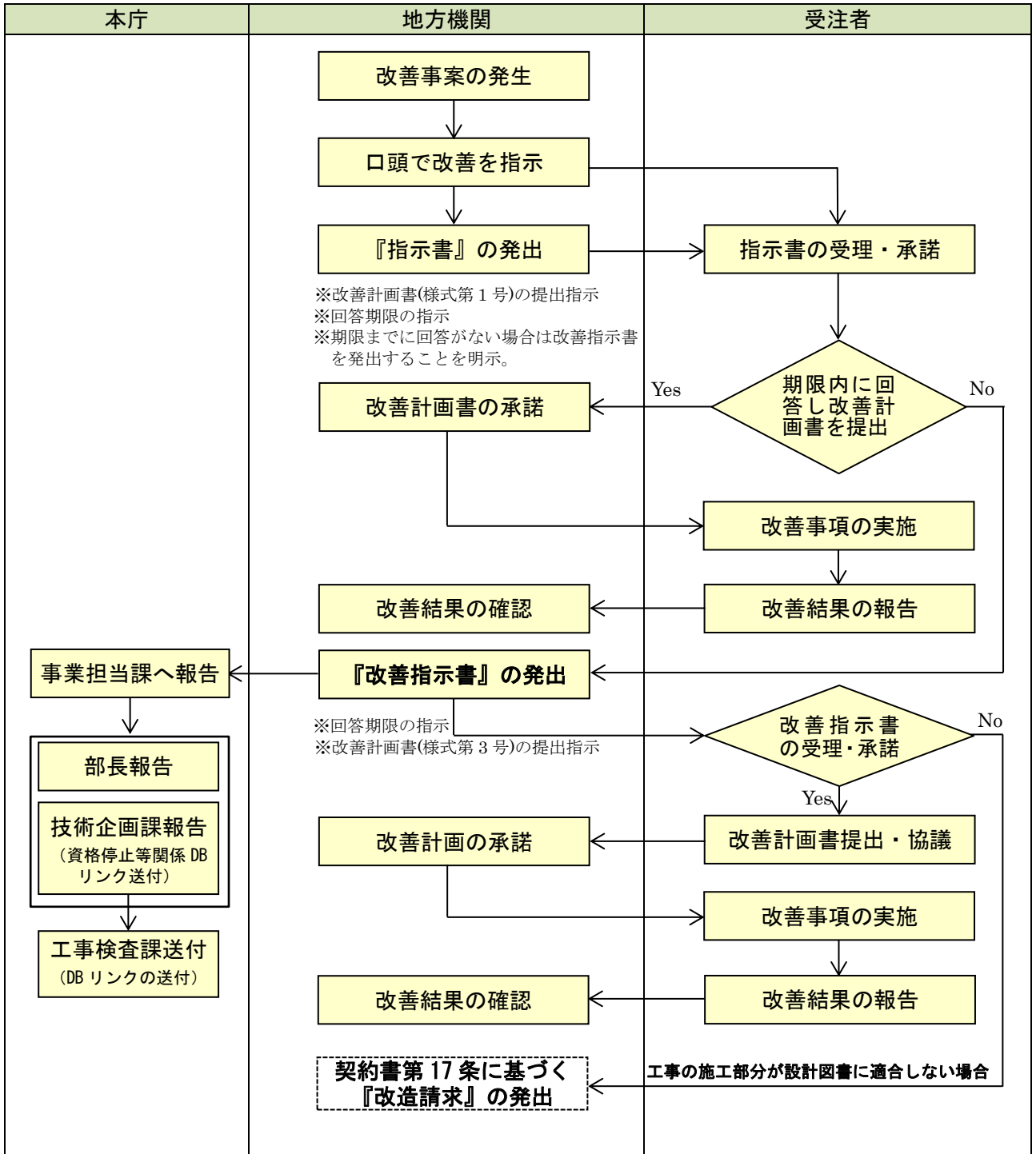
【直ちに改善指示書を発出する場合（受注者が故意に施工管理等を怠った場合）】



<参考例>

改善指示書発出ケースの例	発出条件
受注者が故意に施工管理等を怠った場合 ・ 工事書類の偽装、出来形不足の隠蔽、品質管理値の偽装 等	左記の事実が確認され次第、直ちに改善指示書を発出

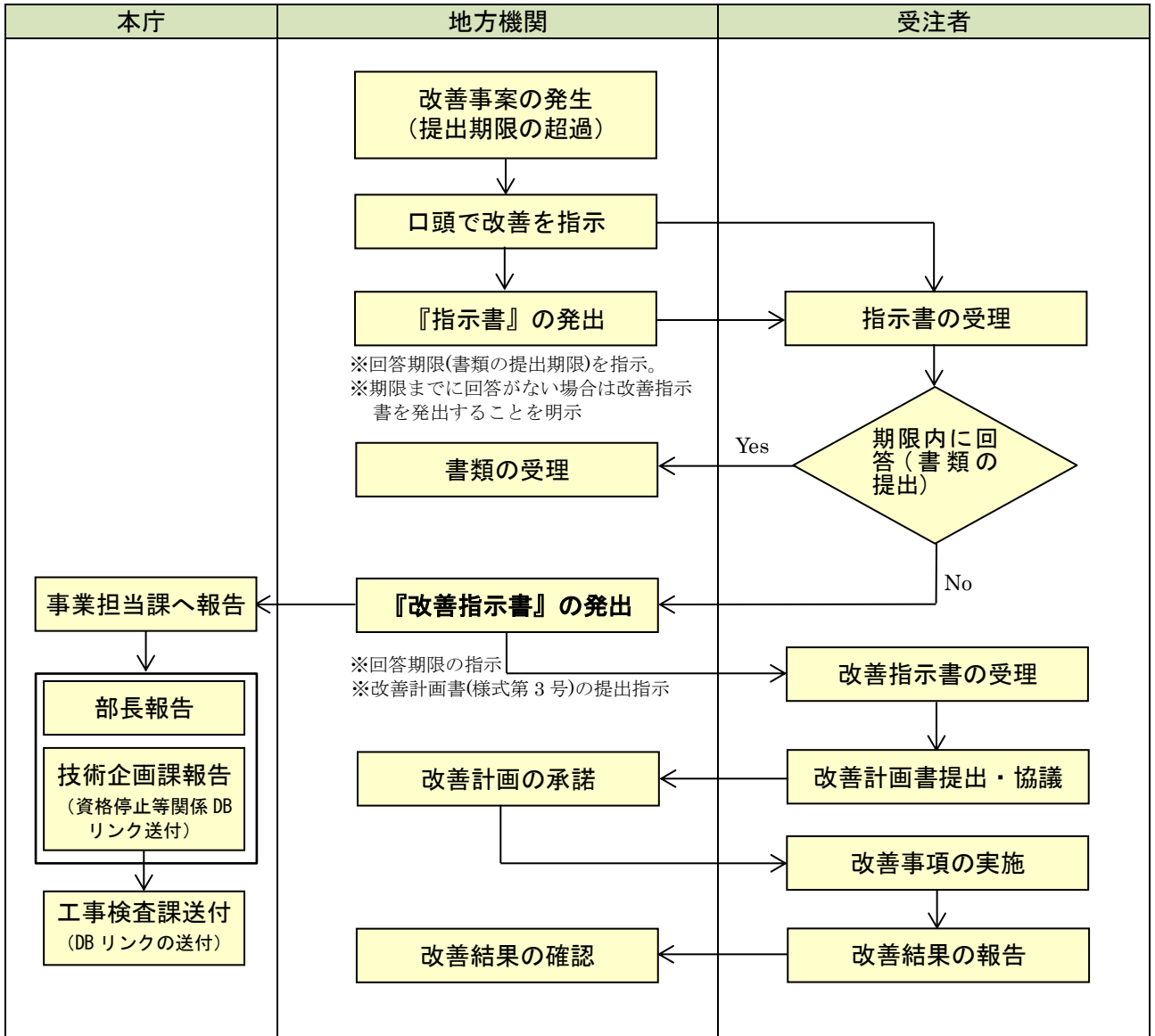
【指示書発出時に改善計画書の提出を求める場合（施工管理等に係る改善・契約図書等との不適合による改善）】



<参考例>

口頭指示・指示書発出ケースの例		改善指示書の発出条件 指示のあった期限（原則、指示7日以内）までに回答がない場合。
共通	工程管理、安全対策等の施工管理に係る改善、工事目的物の出来形、品質が設計図書、共通仕様書等を満足しないため改善が必要な場合 ※検査時に検査員から指摘票による指摘を受けた指示を含む	
建設工事事故	労働災害、公衆災害、受注者の責による事故が発生した場合。	
工程管理	受注者の責により期限内に工事着手しない場合 [契約書に定める工事開始期日以降 30 日以内]	
配置技術者	○現場代理人が常駐していないこと、他工事と重複していることが判明した場合 ○主任技術者(管理技術者)が専任されていないことが判明した場合※下請 3,500 万円以上	

【指示書発出時に改善計画書の提出を求めない場合（工事関係書類の提出期限の超過等）】



<参考例>

	口頭指示・指示書発出ケースの例	改善指示書の発出条件
共通	契約書、共通仕様書等に定められている工事関係書類の提出が、その期限内に提出されない場合	指示のあった期限（原則、指示7日以内）までに回答（書類提出）がない場合
施工体制一般	○書類の提出期日の翌日 ・工程表の提出 [契約後7日以内] ・工事カルテの登録 [契約後10日以内] ・施工計画書の提出 [工事着手までに] ・建設業退職金共済制度の掛金収納書の写しの提出 [契約後1ヶ月以内] ・施工体制台帳・施工体系図の写しの提出 [下請契約締結日の翌日から起算して20日以内]	
工程管理	計画工程から10%以上遅延したが、速やかに計画工程の見直しを行わない場合	
共通	契約書、共通仕様書等に定められている工事関係書類の提出が、その期限内に提出されない場合	